

随意契約結果表

担当課名	学校給食課		
案件名	令和8年度5月分学校給食用物資単価契約		
案件の概要	学校給食副食食材の調達		
随意契約の種類	<input checked="" type="radio"/> 随意契約 <input type="radio"/> 単独随意契約		
契約年月日	令和 8 年 4 月 15 日	契約の相手方	丸安青果株式会社
契約金額	5,345,773 円 (うち消費税相当額 395,983 円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和 8 年 5 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	学校給食の物資選定については、三田市契約事務規則第37条に基づく入札等参加資格者に掲げられた業者(食料品[物品]登録)から広く見積徴収を行い、原則最低見積業者と契約する。但し、価格のみではなく学校給食用物資としてふさわしいかについて、「三田市学校給食用物資選定要領」に基づき、三田市学校給食運営協議会委員(各学校からの代表校長、PTAで構成)及び栄養教諭による物資選定委員会において見本品審査等を経て決定する。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		

